



2017年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社に対し会計処理問題に関する損害賠償請求訴訟（以下、本件訴訟）が提起され、昨日、訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、併せて、当社の会計処理問題に関する国内の損害賠償請求訴訟の現状について下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本件訴訟の概要等

海外機関投資家 97 名から、当社に対し、当社の不適切会計により損害を被ったとして、330 億円の損害賠償を請求する訴訟が 2017 年 9 月 6 日に東京地方裁判所に提起され、昨日当社に訴状が送達されました。

当社としては、今後、訴訟における原告の主張を踏まえて適切に対応してまいります。本件訴訟については、2017 年 3 月に一部原告から催告書を受領していたため 2017 年 8 月 10 日公表の 2016 年度決算において影響額を織り込んでおりますが、必要に応じて再度 2017 年度第 3 四半期に合理的に見積もり可能な金額を引当計上する予定です。

#### 2. 国内におけるその他の損害賠償請求訴訟について

2017 年 11 月 14 日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、当社の会計処理問題に係る損害賠償請求訴訟が、本件訴訟の他、国内で複数提起されており、各訴訟の概要は下表のとおりです。現時点では、本件訴訟を含め 34 件の訴状が送達されており、その訴額の合計は約 1730 億円です。

本件訴訟以外の損害賠償請求訴訟の概要

No.	裁判所	原告	人数	訴額
1	大阪地方裁判所	個人	1名	約5100万円
2	大阪地方裁判所	個人	45名	約1億7300万円
3	福岡地方裁判所	個人	6名	約3400万円
4	東京地方裁判所	個人	50名	約3億円
5	大阪地方裁判所	個人	104名	約4億2000万円
6	高松地方裁判所	個人	25名	約8500万円
7	福岡地方裁判所	個人	10名	約3700万円
8	東京地方裁判所	個人	1名	約4100万円
9	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1名	約12億6200万円
10	高松地方裁判所	個人	5名	約900万円
11	東京地方裁判所	個人	147名	約3億5000万円
12	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1名	約120億円
13	福岡地方裁判所	個人	6名	約2000万円
14	大阪地方裁判所	個人	23名	約4億4000万円
15	東京地方裁判所	個人	33名	約5700万円
16	東京地方裁判所	海外機関投資家 (アリアンツ・グローバル、ほか)	42名	約161億円
17	大阪地方裁判所	個人	1名	約3200万円
18	大阪地方裁判所	法人 (社会福祉法人愛生会)	1名	約700万円
19	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、ほか)	3名	約131億円
20	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、ほか)	3名	約51億円
21	東京地方裁判所	法人 (資産管理サービス信託銀行株式会社、ほか)	5名	約140億円

22	大阪地方裁判所	個人	27名	約6600万円
23	東京地方裁判所	個人	1名	約1100万円
24	東京地方裁判所	個人	2名	約8200万円
25	東京地方裁判所	法人及び個人 (株式会社エース事務機、 ほか)	3名	約1億1500万円
26	東京地方裁判所	海外機関投資家等 (ザ・バンク・オブ・ニュー ーヨーク・メロン、ほか)	70名	約438億9000万 円
27	東京地方裁判所	個人	35名	約1億1000万円
28	東京地方裁判所	個人	1名	約2100万円
29	東京地方裁判所	海外機関投資家等 (グローバル・ファンズ・ トラスト・カンパニー、 ほか)	6名	約92億2700万円
30	熊本地方裁判所	個人 ※福岡地方裁判所から移 送。	1名	約1200万円
31	東京地方裁判所	海外機関投資家 (シュティヒティング・ ペンションフォンド・カ ンピーナ、ほか)	14名	約217億5900万 円
32	東京地方裁判所	法人 (日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社、 ほか)	2名	約5億7200万円
33	東京地方裁判所	海外機関投資家 (ノムラ・ネクストファ ンズ・アイルランド・ピ ーエルシー、ほか)	2名	約4億1400万円

上記 No. 1 から No. 33 までの損害賠償請求訴訟については、2017 年度第 2 四半期までに合理的に見積もり可能な金額を引当計上済みです。ただし、No. 33 の損害賠償請求訴訟については、必要に応じて再度 2017 年度第 3 四半期に合理的に見積もり可能な金額を引当計上する予定です。

以 上